

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

< 県および国の主な支援策 >

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

＜県および国の主な支援策＞

給付（支援金）

- 県・飲食・宿泊・サービス業等支援金・・・1
- 国・月次支援金・・・2

その他（相談支援）

- 県・和歌山県事業再構築等
支援総合相談窓口・・・8
- 県・デジタル化専門派遣・・・9

補助（補助金、助成金）

- 県・飲食店感染拡大防止対策助成金・・・3
- 県・宿泊事業者事業継続支援補助金・・・4
- 県・ものづくり販促ツール作成支援補助金・・・5
- 県・農林水産品販促ツール作成支援補助金・・・5
- 国・生産性革命推進事業・・・6
 - ものづくり補助金
 - 小規模事業者持続化補助金
 - IT導入補助金
- 国・事業再構築補助金・・・7

融資

- 県・中小企業融資制度・・・10
- 県・新型コロナウイルス感染症
緊急対策資金（農業者向け）・・・11
- 国・政府系金融機関による融資制度
 - 日本政策金融公庫（農林漁業者向け含む）・・・12
 - 商工中金・・・14

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

＜県および国の主な支援策＞

雇用対策

県	・ 離職者の再就職支援	・ ・ 15
県	・ 教育訓練の推進	・ ・ 16
国	・ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金	・ ・ 16
国	・ 産業雇用安定助成金	・ ・ 17
国	・ 母性健康管理措置による 休暇制度導入助成金	・ ・ 18
国	・ 両立支援等対応助成金	
	○ 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例	・ ・ 18
	○ 介護離職防止支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例	・ ・ 19
	○ 母性健康管理措置による 休暇取得支援コース	・ ・ 19

個人向け支援策

国	・ 住居確保給付金	・ ・ 20
国	・ 生活福祉資金の特例貸付	・ ・ 20
国	・ 高等職業訓練促進給付金	・ ・ 21
国	・ 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金	・ ・ 22
国	・ 妊婦への分娩前ウイルス検査	・ ・ 23
国	・ 生活保護	・ ・ 24
国	・ 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	・ ・ 25
国	・ 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	・ ・ 26

給付(支援金)

飲食・宿泊・サービス業等支援金（県制度）

新型コロナウイルスの感染拡大により売上が減少している和歌山県内の**飲食業、宿泊業及びサービス業**をはじめとする幅広い業種に対し、事業継続を下支えするため、**県独自の支援金を支給**

対象者	令和3年4月、5月又は6月のいずれかの売上高が前年同月又は前々年同月比で30%以上減少した事業者 <small>(※給付対象の詳細については申請要領をご覧ください。)</small>										
給付額	従業員規模に応じ、 15万円から60万円 <table border="1"><thead><tr><th>常時使用する従業員の数</th><th>給付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>5人以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>6人以上 20人以下</td><td>30万円</td></tr><tr><td>21人以上 50人以下</td><td>45万円</td></tr><tr><td>51人以上</td><td>60万円</td></tr></tbody></table>	常時使用する従業員の数	給付額	5人以下	15万円	6人以上 20人以下	30万円	21人以上 50人以下	45万円	51人以上	60万円
常時使用する従業員の数	給付額										
5人以下	15万円										
6人以上 20人以下	30万円										
21人以上 50人以下	45万円										
51人以上	60万円										
申請期間	令和3年7月7日（水）から令和3年9月30日（木）まで										
申請方法	郵送での申請またはWeb（飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局）上での申請										
相談ダイヤル	飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局 相談窓口 0120-730-500 ※9時00分～17時00分（土日祝除く）										

月次支援金（国制度）

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に支援金を支給

対象者	<p>ポイント1 緊急事態措置又はまん延防止重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業、又は、外出自粛等の影響を受けていること</p> <p>ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の基準月の売上が50%以上減少していること</p> <p>※詳細な要件等は月次支援金申請要領等をご覧ください。</p>
対象月	対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月
給付額	2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上 中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月
申請方法	月次支援金事務局のWEBサイトから申請 ※申請前に登録確認機関による事前確認が必要 (申請予定者が事業を実施しているか、給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認)
受付等	7月分: 2021年8月1日～9月30日 8月分: 2021年9月1日～10月31日 9月分: 2021年10月1日～11月30日 ※詳細な要件等は月次支援金申請要領等をご覧ください。
相談ダイヤル	月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240、03-6629-0479 ※8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

補助（補助金、助成金）

飲食店感染拡大防止対策助成金（県制度）

県内飲食店に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた**県の飲食店認証制度**に係る店舗の環境整備等に要する経費への支援

対象者	以下の要件を満たす県内中小企業者等（個人事業主含む。） ①食品衛生法に基づく営業許可（飲食店営業又は喫茶店営業に限る。）を受けている事業者 ②県の定める新型コロナウイルス感染拡大予防対策にかかる認証制度で飲食店の認証を受けた店舗を有する事業者、又はカラオケボックスの認証を受けた店舗を有する事業者
助成率・助成額	助成対象経費の4分の3以内・1店舗あたり上限30万円
申請期間	令和3年7月28日（水）から令和3年10月29日（金）まで
対象期間	令和3年4月1日（木）から申請日までに購入・支払済みの対象経費
対象経費	県が助成対象と認める感染防止対策に必要な備品等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） ※（例）消毒液、非接触ディスペンサー、足踏み式消毒スタンド、間仕切り（アクリル板等）、サーキュレーター、網戸、換気扇、サーモグラフィカメラ、エアコン、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器、加湿器、湿度計等
申請方法	郵送での申請またはWeb（飲食店感染拡大防止対策助成金事務局）上での申請
相談窓口	県飲食店感染拡大防止対策助成金事務局 相談窓口 0120-020-681 ※受付時間 9時から17時00分まで（土日祝除く）
	県認証制度の問合せ先 県危機管理局 073-441-2271 ※受付期間 9時から17時45分まで（土日祝除く） URL： https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207294.html

和歌山県宿泊事業者事業継続支援補助金(県制度)

旅行者が安心して旅行を楽しめる環境の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内宿泊事業者が実施する、新たな需要を創造する事業や安全・安心を確保するための事業に係る経費の一部を補助

対象者	下記の(1)～(3)のいずれも満たす者 (1) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている者であること。 (2) 令和3年1月から同年6月までの各月のうちいずれか3ヶ月の売上高の合計額が、平成31年1月から令和元年6月までのそれぞれ同じ月の売上高の合計額と比べて10%以上減少した者であること。 (3) 和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度に関する要綱第4に規定する認証を受けている者であること。														
補助対象事業	令和2年5月14日以降に着手し、令和3年12月31日までに完了するもので、下記(1)または(2)のいずれかに該当し、事業規模が30万円以上の事業 (1)新たな需要を創造するための取組みを行う事業 ⇒ワーケーション拠点整備、バリアフリー化のための施設改修 等 (2)安全・安心を確保するための取組みを行う事業 ⇒新型コロナウイルス等抗菌・抗ウイルスのための施設改修 等														
補助率	4分の3以内 ※ただし、令和2年5月14日～令和3年3月31日までに着手した事業については 2分の1以内														
補助対象経費上限額 および 補助上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>客室数</th> <th>補助対象経費上限額</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100室以上</td> <td>1,000万円</td> <td>750万円 (500万円)</td> </tr> <tr> <td>50室以上99室以下</td> <td>800万円</td> <td>600万円 (400万円)</td> </tr> <tr> <td>49室以下</td> <td>600万円</td> <td>450万円 (300万円)</td> </tr> </tbody> </table>	客室数	補助対象経費上限額	補助上限額	100室以上	1,000万円	750万円 (500万円)	50室以上99室以下	800万円	600万円 (400万円)	49室以下	600万円	450万円 (300万円)	※ () 内の数字は令和2年5月14日～令和3年3月31日までに着手した事業に係る補助上限額	
客室数	補助対象経費上限額	補助上限額													
100室以上	1,000万円	750万円 (500万円)													
50室以上99室以下	800万円	600万円 (400万円)													
49室以下	600万円	450万円 (300万円)													
申請期間	令和3年7月7日(水)から令和3年10月29日(金)まで														
相談窓口	県観光振興課 073-441-2424 (受付時間: 9時から17時45分まで(土日祝除く))														

詳細はHPをご確認ください URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/d00207741.html>

デジタル化補助金（県制度）

- ◆ 県内製造事業者のデジタル化を推進するために、販促ツールや基幹業務システム等に対する投資を促すための下記の補助金を導入

ものづくり販促ツール作成支援補助金

県内製造事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな販促活動に対応するためのデジタル技術を活用した販売促進ツールの導入を支援

補助上限・補助率	50万円・1/2以内	公募時期	令和3年9月6日～10月15日
補助対象経費	ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費、ウェブサイト等を効果的に活用するための経費（外注費、広報費等） 条件 県内登録IT事業者の活用が必須		
受付窓口	県企業振興課（073-441-2760）		

※予算執行状況次第で、11月以降に追加公募実施

eコマースの強化（県制度）

（農林漁業者向け）

- ◆ 県内農林漁業者等のeコマースを推進するため、Webサイト立ち上げ等を支援

和歌山県農林水産品販促ツール作成支援補助金

eコマースによる販売を行う農林漁業者等のWebサイト制作、Webマーケティングに必要なコンテンツ制作等、県産品の販売力を強化する取組を支援

対象者	農林漁業者等		
補助上限・補助率	50万円・1/2	公募時期	令和3年4月1日～10月29日(先着順)
補助対象経費	ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費、ウェブサイト等を効果的に活用するための経費（外注費、広報費等） 条件 県内登録IT事業者の活用が必須		
受付窓口	食品流通課（073-441-2814）		

生産性革命推進事業（国制度）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

<県相談窓口>
産業技術政策課（073-441-2355）

中小企業等が、**新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援**

補助上限・補助率	<一般型> [通常枠]1,000万円・1/2（小規模2/3） [低感染リスク型ビジネス枠特別枠] 1,000万円・2/3 <グローバル展開型> 3,000万円・1/2（小規模2/3）
窓口	全国中小企業団体中央会
申請期間	<一般型> <グローバル展開型> 公募スケジュールは令和3年8月17日から11月11日 17:00まで
申請方法	Web（J Grants）上での申請のみ

小規模事業者持続化補助金

<県相談窓口> 商工振興課（073-441-2742）

小規模事業者等が、**経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組**を支援

補助上限・補助率	<通常枠> 50万・2/3 <低感染リスク型ビジネス枠> 100万・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
窓口	<通常枠>【商工会地域】和歌山県商工会連合会 【商工会議所地域】日本商工会議所 <低感染リスク型ビジネス枠>【商工会地域・商工会議所地域共通】全国商工会連合会
申請期間	<通常枠> 第6回受付締切：令和3年10月1日 第7回受付締切：令和4年2月4日 締切後も申請受付は継続 <低感染リスク型ビジネス枠> 第4回受付締切：令和3年11月10日 締切後も申請受付は継続
申請方法	<通常枠> 郵送またはWeb（J Grants）上での申請 <低感染リスク型ビジネス枠> Web（J Grants）上での申請

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

<県相談窓口> 商工振興課（073-441-2742）

中小企業等の**ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援**

補助上限・補助率	<通常枠> 450万円・1/2 <新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)> 450万円※・2/3 ※テレワーク対応類型は150万
窓口	(一社)サービスデザイン推進協議会
申請期間	<通常枠> <新特別枠> 3次締切分：9月30日（木）17:00 4次締切分：11月中予定
申請方法	Web上での申請

事業再構築補助金(国制度)

＜県相談窓口：商工観光労働総務課（073-441-2725）＞

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援

<p>対象</p>	<p>以下の要件をすべて満たす中小企業等（詳細な要件は公募要領参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、 (b)2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。 2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。 3. 補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成 																	
<p>補助金額・補助率等</p>	<table border="1" data-bbox="443 667 2011 954"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業(通常枠)</td> <td>100万円以上6000万円以下</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>中小企業(卒業枠)^{※1}</td> <td>6000万円超～1億円以下</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>中堅企業(通常枠)</td> <td>100万円以上8000万円以下</td> <td>1/2 (4000万円超は1/3)</td> </tr> <tr> <td>中堅企業(グローバルV字回復枠)^{※2}</td> <td>8000万円超～1億円以下</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中小企業（卒業枠）：400社限定。計画期間内に①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠</p> <p>※2 中堅企業（グローバルV字回復枠）：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。</p> <p>①直前6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。</p> <p>②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。</p> <p>③グローバル展開を果たす事業であること。</p> <p style="text-align: right;">※その他「緊急事態宣言特別枠」、「最低賃金枠」、「大規模賃金引上枠」もあり</p>				補助額	補助率	中小企業(通常枠)	100万円以上6000万円以下	2/3	中小企業(卒業枠) ^{※1}	6000万円超～1億円以下	2/3	中堅企業(通常枠)	100万円以上8000万円以下	1/2 (4000万円超は1/3)	中堅企業(グローバルV字回復枠) ^{※2}	8000万円超～1億円以下	1/2
	補助額	補助率																
中小企業(通常枠)	100万円以上6000万円以下	2/3																
中小企業(卒業枠) ^{※1}	6000万円超～1億円以下	2/3																
中堅企業(通常枠)	100万円以上8000万円以下	1/2 (4000万円超は1/3)																
中堅企業(グローバルV字回復枠) ^{※2}	8000万円超～1億円以下	1/2																
<p>申請期間</p>	<p>第3回公募：7月30日18:00 から 9月21日18:00まで（申請受付：8月30日 9:00～）</p>																	
<p>申請方法</p>	<p>Web上での申請</p>																	
<p>相談窓口</p>	<p>事業再構築補助金コールセンター 0570-012-088（制度全般） （受付時間 9：00～18：00） 050-8881-6942（電子申請の操作方法）</p>																	

その他（相談支援）

和歌山県事業再構築等支援総合相談窓口（県制度）

<県相談窓口>

商工観光労働総務課（073-441-2725）

公益財団法人わかやま産業振興財団において、県内事業者からの事業再構築の相談に総合的に対応する総合相談窓口を開設。事業再構築支援に係るコーディネーターを配置し、中小企業庁が実施する「事業再構築補助金」の申請を支援するなど、県内事業者の思い切った事業再構築をサポートします。

開設期間	令和3年4月8日～令和4年3月末予定			
開設 場所等	名称	場所	日時 ※土・日・祝日、年末年始を除く	電話番号
	本部	フォルテワジマ南館4階 (和歌山市駿河町16番地)	平日 10時～17時まで	073-499-8860
	田辺サテライト	田辺商工会議所内2階 第2会議室 (田辺市新屋敷町1)	月・水・金 10時～16時まで	0739-25-7010
	新宮サテライト	新宮商工会議所内 1F 相談室 (新宮市井の沢3-8)	月・木 10時～16時まで	0735-23-2200
相談方法	原則、各窓口での対面（オンライン可）となり、 事前予約制 ※ 事前予約は、電話、Eメール、ホームページで受付 電話 ▶ 073-499-8860 Eメール ▶ saikochiku@yarukiouendan.jp ホームページ ▶ https://yarukiouendan.or.jp/business/saikouchiku/			

商工会・商工会議所等と連携してデジタル化に精通した人材バンクを設置し、県内事業者のデジタル化への相談支援及びニーズに応じた指導を実践

IT関連 の悩み

- ・店舗での販売だけでなく、インターネット販売を開始して売上増を目指したい。
- ・テレワークを導入したいが、進め方がわからない。
- ・一度〇〇ツールを試してみたが、ノウハウ不足で会社全体に展開できていない。
- ・当社の課題の把握・整理からIT専門家をお願いしたい。 等

商工会・商工会議所「**エキスパートバンク**」に、

デジタル化支援に特化した専門家を拡充し、デジタル化へのニーズに対応

受付機関	最寄りの商工会・商工会議所 にまずはご連絡ください。 ※相談内容に基づき最適な専門家をマッチングします。
相談費用	1事業者あたり最大3回まで相談費用無料 ※予算には限りあり（先着順） ※指導を受ける際に使用する教材・材料費等は実費負担。
受付期間	令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

県の中小企業融資制度（県制度）

<担当課> 商工振興課（073-441-2744）

◆県内事業者の資金繰りを十分に支援するため、当初融資枠としては過去最大の1,200億円を確保

◆経営支援資金（伴走支援枠）

金融機関の伴走支援を受けながら、経営改善に取り組む事業者に対して保証料を大幅に軽減

対象者	以下の要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者で、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた方 （ただし、5号については売上減少率が15%以上のもの） ・経営行動に係る計画を策定した方 （ただし、計画は原則3～5事業年度の計画期間とし、経営に係る現況、課題及び課題を克服するための取組事項を含む必要有り。）
限度額	4,000万円
融資利率	1.20%以内
保証料率	国の補助により 0.2% （※ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料率は国の補助対象外） （従来は通常0.85%、経営者保証免除対応1.05%）
融資期間	10年以内（据置5年以内）
受付期間	令和4年3月31日まで
受付窓口	県内の民間金融機関（県相談窓口：商工振興課 073-441-2744）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難となった農業者 （日本政策金融公庫の借入対象者※に当てはまらない農業者も対象） ※認定農業者、主業農業者（農業所得が総所得の過半又は粗収益が200万円以上）等
限度額	500万円
資金使途	農業経営の維持安定に必要な資金(運転資金)
融資期間	7年以内(うち据置期間1年以内)
利率	無利子(貸付当初5年間)
保証料	和歌山県信用農業協同組合連合会が全額負担
貸付期間	令和3年12月31日貸付分まで
受付窓口	県内各JAで受付中

◆日本政策金融公庫による3年間実質無利子・無担保の融資

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高▲5%以上減少した事業者 かつ 中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事業者
限度額	（小規模）8,000万円（中小）6億円
融資期間	設備20年以内、運転15年以内（いずれも据置5年以内）
要件	～以下の要件を満たせば、 （小規模）6,000万円、（中小）3億円上限で、3年間利子補給あり（実質無利子化） ～ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■小規模事業者【個人】売上高にかかわらず対象 【法人】売上高▲15%以上 ■中小企業者【個人・法人】売上高▲20%以上 </div>

2 新型コロナウイルス対策マル経融資（マル経融資の別枠）

対象者	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高▲5%以上減少した事業者
限度額	1,000万円（一般のマル経融資（限度額2,000万円とは別枠）） ～一部の対象者は、3年間の利子補給あり（実質無利子化）～
融資期間	設備10年以内（据置4年以内）、運転7年以内（据置3年以内）
その他	※その他新型コロナウイルス感染症関連（経営環境変化対応資金、マル経融資等）の有利子融資あり

<相談窓口：日本政策金融公庫>

（和歌山支店 国民生活事業（小規模）073-422-3151 中小企業事業 073-431-9301）
 （田辺支店 国民生活事業（小規模）0739-22-6120）

◆日本政策金融公庫による融資

農林漁業セーフティネット資金

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった主業農林漁業者(※)等 (※)主業農林漁業者とは、農林漁業所得が総所得の過半(法人の場合は総売上高の過半) 又は粗収益が200万円以上 (法人の場合は1,000万円以上) の者
限度額	1,200万円
資金使途	運転資金
融資期間	15年以内(据置3年以内)
利率	0.16%(融資期間10年以内)、0.17%(11年)、0.18%(12年)、0.19%(13年)、0.20%(13超15年以内) (令和3年8月19日現在) ただし、農業・水産業は、貸付当初5年間、林業は、貸付当初10年間は実質無利子

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった認定農業者(※) (※)認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者
限度額	(個人) 3億円 (法人)10億円
資金使途	設備・運転資金
融資期間	25年以内 (据置10年以内)
利率	0.16%(融資期間10年以内)、0.17%(11年)、0.18%(12年)、0.19%(13年)、0.20%(13超25年以内) (令和3年8月19日現在) ただし、貸付当初5年間は実質無利子

※上記2資金の受付窓口：日本政策金融公庫 和歌山支店農林水産事業（073-423-0644）で現在受付中

◆ **商工中金による3年間実質無利子・無担保の融資**

新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高▲5%以上減少した事業者 かつ 中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事業者
限度額	6億円
融資期間	設備20年以内、運転15年以内（いずれ据置5年以内）
要件	<p>～要件を満たせば、3億円上限で3年間の利子補給あり（実質無利子化）～</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模事業者：【個人】売上高にかかわらず対象 【法人】売上高▲15%以上 ■ 中小企業者：【個人・法人】売上高▲20%以上 </div>

<相談窓口：商工中金（和歌山支店 073-432-1281）>

雇用対策

離職者の再就職支援（県制度）

<担当課> 労働政策課（073-441-2790）

新型コロナウイルス感染症の影響下で離職し正社員を目指す人を対象に、企業での研修（職場実習・座学研修）の機会を提供し、終了後、実習先企業での正社員としての安定雇用につなげる。

(1) 企業雇用型（企業向け補助金）

企業で離職者を雇用した後に研修を実施し、雇入れから3か月以内に正社員としての安定雇用につなげた企業を対象に、研修費用の2分の1を補助

①補助対象企業	②の登録後、自社で求人募集を行って③の対象者を雇用し、④の研修を実施した県内企業(県外本店可) 〈非正規で雇い入れた場合は3か月以内の正社員転換が必要。他にも要件あり〉		
②研修受入企業の登録	県に申込書を提出（登録要件：労働法令の重大な違反なし、働きやすい職場づくり等）		
③研修の対象者	令和2年1月24日以降に離職した県内在住の求職者 〈他にも要件あり〉		
④研修の内容	対象者の雇入れ日から2か月以内に行われるOJT（職場実習）およびOFF-JT（座学研修）の組合せによる研修であって、指導者の適切な指導の下で延べ160時間以上行われるもの		
⑤補助対象経費	研修対象者・指導者の賃金相当額（基本給のみ）、研修経費（講師料、会場・教材費等）		
⑥補助上限・補助率	30万円・1/2	⑦研修受入企業の登録開始時期	令和3年4月1日
⑧お問合せ・申請先	県労働政策課（073-441-2790）		
⑨求人情報の提供	県労働政策課HPで研修受入企業の求人情報を案内（ https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/ ）		

(2) 県雇用型

県(委託先)で離職者を雇用し、職業スキルを高めるための座学研修を行うとともに、希望する業界や企業とのマッチングを実施し(1か月間)、実習先の企業を決定。その後、当該企業で2か月間の職場実習を行い、終了後、当該企業での正社員としての安定雇用を目指す。

①研修の対象者	新型コロナウイルス感染症の影響下で離職した県内在住の求職者 〈他にも要件あり〉		
②研修中の待遇	研修中の賃金・交通費を委託先から支給	募集開始	令和3年5月
③主な実習派遣先	介護や製造業など人手不足で人材需要がある分野の事業所		
④お問合せ先	株式会社オフィスメイト（0739-22-6037）、県労働政策課（073-441-2790）		

教育訓練の推進（県制度）

<担当課> 労働政策課（073-441-2790）

従業員のスキルアップのため、事業主に対して支給する国の雇用調整助成金（教育訓練）の加算額に県も上乗せ加算し取組を支援することで、県内事業所の積極的な教育訓練を推進

対象	国の雇用調整助成金（教育訓練）の受給対象となる教育訓練 （令和2年4月1日から令和3年7月31日の間に実施した教育訓練） ※職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とし、和歌山県内の事業所に勤務する労働者に実施した教育訓練（Webを活用した訓練など対象が拡充）
助成対象者	県内に本店または主たる事業所を有する事業主
助成金（加算）	3,000円（1人、1日、なお研修が半日の場合、0.5日で計算）
受付等	令和3年10月31日まで ※申請時期：国の支給決定後

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（国制度）

<県相談窓口> 労働政策課（073-441-2790）

雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

令和2年4月1日から令和3年9月30日までの休業等（休業・教育訓練・出向）については、助成率の引き上げ、助成を受けられる対象者も拡充（申請書面の簡素化など、受給要件も緩和）

※対象期間は、**令和3年11月30日まで延長**する予定

対象者	休業手当等を支払う事業者
助成率	「中小企業」4/5 ※解雇等を行わない場合は「中小企業」9/10 ※対象労働者1人1日当たり、 13,500円 が上限 ※教育訓練を実施したときの加算額：「中小企業」2,400円
申請窓口	和歌山労働局・各ハローワーク

産業雇用安定助成金（国制度）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度

<p>助成金の対象となる出向</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向 ※雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提</p>													
<p>対象者</p>	<p>①出向元事業主（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主） ②出向先事業主（当該労働者を受け入れる事業主）</p>													
<p>助成率・助成額</p>	<p>○出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成</p> <table border="1" data-bbox="398 874 1765 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っていない場合</td> <td>9 / 10</td> <td>3 / 4</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っている場合</td> <td>4 / 5</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>上限額（出向元・先の計）</td> <td colspan="2">12,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 助成額：出向元・出向先 各 10万円 / 1人あたり（定額）</p>			中小企業	中小企業以外	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3	上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	
	中小企業	中小企業以外												
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4												
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3												
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日													
<p>申請窓口</p>	<p>和歌山労働局</p>													

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 (国制度)

新型コロナウイルス感染症への対応として、妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に対する助成制度

対象者	①～③の全ての条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備 ②当該有給休暇制度の内容等を労働者に周知 ③令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得 ※雇用保険被保険者でない方も対象
支給額	1事業場につき1回限り 15万円
申請窓口	和歌山労働局

両立支援等対応助成金 (育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例) (国制度)

新型コロナの影響により小学校等が臨時休業等をしてその小学校等に通う子供の世話をする労働者のために特別有給休暇及び両立支援制度を整備し、この休暇を4時間以上利用した労働者が出た事業主に対する助成制度

対象者	①及び②のいずれにも該当する事業主 ① (イ) 及び (ロ) のどちらも実施している事業主 (イ) 小学校等 (小学校、保育園、幼稚園等) が臨時休業等になり、それに伴い子供の世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇 (労働基準法上の年次有給休暇を除く) を取得できる制度の規定化 (ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の取組として社内周知 (テレワーク、短時間勤務、フレックスタイム、始業・終業の時刻を繰上げ・繰下げ、時差出勤 等) ②労働者1人につき、①の (イ) に定めた特別有給休暇を4時間以上取得
支給額	対象労働者 1人当たり5万円 (1事業主当たり対象労働者 延べ10人まで)
申請窓口	和歌山労働局

両立支援等助成金

(介護離職防止支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例) (国制度)

<県相談窓口>
労働政策課 (073-441-2790)

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が、育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に対する助成制度

対象者	①②の全ての条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ※法定の介護休業・休暇、年次有給休暇とは別の休暇で、所定労働日の20日以上取得できる制度 ②令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得
支給額	取得日数が合計5日以上10日未満 20万円 取得日数が合計10日以上 35万円
申請窓口	和歌山労働局

両立支援等助成金

(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース) (国制度)

新型コロナウイルス感染症への対応として、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に対する助成制度

対象者	①～③の全ての条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備 ②当該有給休暇制度の内容等を労働者に周知 ③令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して20日以上取得
支給額	対象労働者(雇用保険被保険者)1人当たり： 28.5万円 ※1事業所当たり 5人まで
申請窓口	和歌山労働局

個人向け支援策

住居確保給付金（国制度）

<担当課> 福祉保健総務課（073-441-2473）

給付対象者	離職・廃業後2年以内の方または、休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
支給上限額	和歌山市（単身） 34,000円/月 、（2人世帯） 41,000円/月 等 和歌山市以外（単身） 32,000円/月 、（2人世帯） 38,000円/月 等
支給期間	原則3か月 （最長9か月） ※令和3年9月30日までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、3か月間の再支給が可能。
申請窓口	市にお住まいの場合は各市福祉事務所（海南市及び紀の川市の場合は市社会福祉協議会） 町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部
受付等	郵送受付も可能ですが、まずは窓口にご相談ください。

生活福祉資金の特例貸付（国制度）

<担当課> 福祉保健総務課（073-441-2472）

申請窓口	お住まいの市町村社会福祉協議会
申請受付期間	令和3年11月30日まで
内容	【緊急小口資金】 ・対象者：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ・貸付上限額： <u>学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内（その他10万円以内）</u> ・貸付利子・保証人： 無利子・不要 【総合支援資金（生活支援費）】 ・対象者：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯 ・貸付上限額： <u>（2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内（貸付期間：原則3か月以内）</u> ・貸付利子・保証人： 無利子・不要
償還免除	償還時に住民税非課税の場合などに対象となります。詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。

対象者	<p>就職に有利な資格取得のために養成機関に通学などを行っている方のうち、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）の方 ② 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある方 ③ 養成機関において1年以上（※）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ※令和3年度中に修業を開始する場合に限り、6か月以上 ④ 仕事又は育児と養成機関への通学の両立が困難である方
対象資格	<p>看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等</p> <p>※ 令和3年度中に修業を開始する場合に限り、6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）も対象</p>
支給期間	<p>養成機関において修業する期間（上限4年）</p>
支給額	<p>月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 修業の最終年限1年間は月額4万円を加算（1年未満の養成カリキュラム（令和3年度中に修業を開始する場合に限る。）については、修業する期間、月額4万円を加算） ※ 養成カリキュラム修了後に一時金5万円（住民税課税世帯は2万5千円）を支給
申請窓口	<p>市にお住いの場合は各市福祉事務所 町村にお住いの場合は各振興局健康福祉部</p>

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国制度）

<担当課> 子ども未来課（073-441-2493）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

ひとり親世帯分

その他世帯分

給付対象者	以下、①～③のいずれかに該当する方 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 【申請不要】 ②公的年金の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されなかった方 ③申請時点で児童扶養手当の要件に該当しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となった方	令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、以下のどちらかに該当する方 (令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象) ①令和3年度住民税（均等割）が非課税の方 【申請不要】 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
	※既にどちらかの世帯として給付金の支給を受けた場合、両方の世帯として要件に該当していても、その児童について給付金が重複して支給されることはありません。	
支給額	児童1人当たり一律5万円（1回限り）	
申請期間	令和4年2月末まで	
申請窓口	お住いの市町村窓口	
お問い合わせ	厚生労働省コールセンター（受付時間 平日9:00～18:00）	
	0120-400-903	0120-811-166

妊婦への分娩前ウイルス検査（国制度）

<担当課> 健康推進課（073-441-2642）

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、妊婦が自身のみならず、胎児や新生児への健康等について不安を抱えていることから、不安を軽減するため、分娩前に実施するウイルス検査の費用の一部を助成

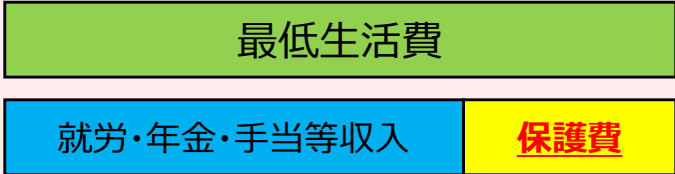
【県内で検査を受ける場合】

対象	妊婦であってウイルス検査を希望しており、所定の要件を満たしている方
対象検査	PCR検査（唾液又は鼻咽頭）
助成内容	検査費用（検査費用以外の費用がかからない場合は窓口負担なく受検可）
受検方法	県内の分娩取扱医療機関又は助産所にお問い合わせください。 申し込みに際しては、検査における注意事項について医師から説明を受け、内容に同意の上、所定の様式により医療機関に検査をお申込みください。
実施時期	分娩前（分娩予定日のおおむね2週間以内）
実施期間	令和4年3月31日まで

【県外で検査を受ける場合】

対象	妊婦であってウイルス検査を希望しており、所定の要件を満たしている方
対象検査	PCR検査（唾液又は鼻咽頭）
助成内容	検査費用（上限2万円）
受検方法	申し込みに際しては、検査における注意事項について医師から説明を受け、内容に同意の上、所定の様式により医療機関に検査をお申込みください。（助成は1回のみです。費用を負担せず検査を受けられた場合や他の自治体から助成を受けた場合は対象外となります。）
実施時期	分娩前（分娩予定日のおおむね2週間以内）
実施期間	令和4年3月31日まで
受付等	郵送受付も可能ですが、まずは健康推進課にご相談ください。

最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、資産、能力等を活用することを前提に、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。（国民最後のセーフティネット）

給付額等	<p>世帯の人数や年齢等により必要な生活費（最低生活費）が定められており、最低生活費以下の収入である場合に、その不足分を保護費として給付します。</p> <p>※必要な医療や介護についても給付対象となります。</p>	<p>○給付される保護費</p> 
申請窓口	市にお住まいの場合は各市福祉事務所 町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部	

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対する支援制度

<p>給付対象者</p>	<p>休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった①または②の労働者</p> <p>①令和2年4月1日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者</p> <p>②令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等</p> <p>※雇用保険被保険者でない方も対象</p> <p>※対象期間は、<u>令和3年11月30日まで延長</u>する予定</p>
<p>支給額</p>	<p>休業前の1日当たり平均賃金×80%（上限9,900円）</p>
<p>申請期限</p>	<p>○休業した期間：令和3年6月まで 申請期限：令和3年9月30日</p> <p>○休業した期間：令和3年7月から9月まで 申請期限：令和3年12月31日</p>
<p>申請窓口</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（0120-221-276）</p>

給付対象者	<p>総合支援資金の特例貸付をこれ以上利用できない世帯のうち、以下の要件を満たす生活困窮世帯</p> <p>1 - ①総合支援資金の再貸付の最終借入月が到来している方</p> <p>1 - ②総合支援資金の再貸付を受けており、支援金の申請日の属する月が再貸付の最終借入月である方</p> <p>1 - ③総合支援資金の再貸付の申請をしたが、支援金の申請日以前に不決定となった方</p> <p>1 - ④総合支援資金の再貸付の申請を行うため、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、支援金の申請日以前に再貸付の申請をできなかつた方</p> <p>2 収入・資産額が基準額以下の方</p> <p>3 求職活動を行っている又は生活保護の申請をしている方</p>
支給額等	<p>（単身） 6万円/月、（2人世帯） 8万円/月、（3人世帯以上） 10万円/月</p>
支給期間	<p>3か月</p>
申請窓口	<p>市にお住まいの場合は各市福祉事務所（海南市及び紀の川市の場合は市社会福祉協議会） 町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部</p>
申請受付期間	<p>令和3年11月30日まで</p>
受付等	<p>収入、資産額の基準額は世帯員数、お住まいの市町村によって異なります。 詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。</p>